

○厚生労働省告示第三百八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年八月十二日から適用する。

令和三年八月十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

| 別表 | | 別表 | |
|------|--|--|--|
| 薬剤 | | 薬剤 | |
| 番号 | | 番号 | |
| (略) | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。) | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。) | |
| 69 | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | 全ての番号 |
| (略) | ウバダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | ウバダシチニゾ水和物 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | 3072 |
| 100 | フイルグザラスチム (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | フイルグザラスチム (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) | 1769、1842から1848まで、 1852から1855まで、 1859、1860、 1864、1865、1920から1922まで、 1924、 1925、2500から2505まで、 2509から2511まで、 2515、2516、 2860、2863、2865、 3167、3986及び3988 |
| (略) | | | |
| 69 | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) | イソコボツリヌストキシンA (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和2年6月29日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。) | 全ての番号 |
| (略) | | | |
| (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |

別表

別表

別表

別表

| | | |
|-----|--|---|
| 107 | <p>Ｌーリジン塩酸塩、Ｌーアルギニン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に限る。））</p> | <p>1936から1938まで、 1949、1950、1961、 1962、2463から2466ま で、2471から2473ま で、2480、2481、 2488、2489、2500から 2502まで、2509、 2510、2515、2519、 2520、2528から2530ま で、2552から2554ま で、2565、2566、 2573、2574、2585、 2589、2631、2632、 2637、2643、2644、 3171、3275、3283、 3986及び3988</p> |
| 108 | <p>ギボシランナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））</p> | <p>3198</p> |
| 109 | <p>ルテチウムオキソトトロチド（¹⁷⁷Lu）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））</p> | <p>1936から1938まで、 1949、1950、1961、 1962、2463から2466ま で、2471から2473ま で、2480、2481、 2488、2489、2500から 2502まで、2509、 2510、2515、2519、 2520、2528から2530ま で、2552から2554ま で、2565、2566、 2573、2574、2585、 2589、2631、2632、 2637、2643、2644、 3171、3275、3283、 3986及び3988</p> |

| | | |
|------|------|------|
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |
| (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|-----|--|---|------|------|------|
| 110 | <p>ジヌツキシゾゾフ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に限る。）</p> | <p>1769、1842から1848まで、1852から1855まで、1859、1860、1864、1865、1920から1922まで、1924、1925、2500から2505まで、2509から2511まで、2515、2516、2860、2863、2865、3167、3986及び3988</p> | (新設) | (新設) | (新設) |
| 111 | <p>レレバクタム水和物／イミペネム水和物／ジラスタチンナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>全ての番号</p> | (新設) | (新設) | (新設) |